

## 理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、外国貿易船等の積荷に関して報告を求める事項、旅客の携帯品等に係る無条件免税の範囲等を定めるとともに、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定その他所要の改正を行う必要があるからである。